

第2節 宮城県及び県内市への職員派遣

1 道路・河川等

宮城県では、太平洋に面する15の市町村全てが東日本大震災津波の被害に遭っている。その被害は甚大で、港湾・河川・道路施設はもとより、街全体が壊滅状態に見舞われた地域が数多くある。

(1) 土木部 気仙沼土木事務所（平成23年度～令和3年度）

ア 組織概要

土木部気仙沼土木事務所は、平成23年の派遣開始時点で、「総務班」、「行政班」、「用地班」、「道路管理班」、「道路建設班」、「大島架橋建設班」、「河川班」、「砂防班」、「ダム建設班」及び「建築班」の10班（係）で構成されていたが、都職員は派遣当初の平成23年6月から年度末まで、どの班にも属さず別動隊として、別室で業務に当たっていた。平成24年度からは派遣職員を2～3名に分け、「河川班」、「道路管理班」等に配属され業務を行っている。

都職員は主として、①応急復旧工事の積算・工事監督、②災害査定に関する委託会社（コンサルタント）との調整・指示、③災害査定対応（設計・申請）、④災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等の災害復旧業務に従事した。

・主な担当事業

気仙沼土木事務所管内（気仙沼市、南三陸町）の国の災害査定（申請件数428件：平成23年度中に終了）

気仙沼市内



南三陸町内



・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3
派遣人数	10	5	3	3	3	3	3	2	2	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点）

イ 主な成果

(ア) 鹿折川 災害復旧工事（平成25年度～令和3年度）

気仙沼市鹿折地区に位置する鹿折川では、延長約3,200m（両岸）において、堤防高TP5.0mの傾斜堤と特殊堤の復旧工事を実施した。

平成25年12月から工事に着手し、主体工である防潮堤構築は、令和3年12月に全延長が完成した。堤脚水路設置等の細部の仕上げ工事も令和3年度末をもって完成し、災害復旧工事を完了した。



鹿折地区の復旧・復興状況（平成27年7月）



鹿折地区の復旧・復興状況（令和元年11月）



鹿折川左岸河口部（約 200m 区間）防潮堤完成（令和 3 年 12 月）

(イ) 大川・神山川 災害復旧工事（平成 25 年度～）

気仙沼市の市街地を流れる大川と支流の神山川では、延長約 6.6km（両岸）のうち、特殊堤区間約 1.8km で堤高 T.P7.2 ～ 5.0m、土堤区間約 4.8km で堤高 T.P5.0 ～ 3.4m のかさ上げ、橋梁掛替、樋門・樋管設置、道路復旧等を実施している。

本工事地域では、国施工の三陸自動車道工事、県施工の道路・橋梁復旧・復興工事、市施工の土地区画整理事業や道路・橋梁復旧・復興工事、その他インフラ整備事業等、関連する工事が輻輳しており、効率的に工事を進めていくため関係部署との綿密な調整を行っている。

その中で、主要地方道気仙沼唐桑線「神山川橋」については、被災した神山川堤防のかさ上げ復旧に伴い、橋の掛替工事を進め、令和 3 年 12 月 3 日に供用を開始した。新しい橋は、橋長が 49.0m（旧橋 42.1m）、総幅員 15.8m（旧橋 9.8m）の中空合成床版形式の橋梁で、両側に歩道を整備したことにより、より安全・安心に通行できるようになった。



神山川橋工事着手前（平成 30 年 5 月）



神山川橋竣工（令和 3 年 12 月）

(ウ) 岩井崎地先海岸防潮堤 災害復旧工事

岩井崎地先海岸防潮堤災害復旧工事では、平成 28 年 2 月から平成 30 年 3 月にかけて整備延長 330m、堤高 9.8m の特殊堤、傾斜堤、直立堤形式の防潮堤を整備した。

岩井崎地先海岸は、潮吹き岩が有名で震災後に三陸復興国立公園に指定されたため、相当な苦勞を伴いながら、周辺環境への配慮など観光地としての特性も考慮して細やかな整備を行った結果、地元の方々からも喜ばれる美しい景観となっている。



岩井崎地区（被災後）



岩井崎地区（平成 29 年 11 月撮影）

（工）杉ノ下地区海岸 災害復旧工事

杉ノ下地区海岸災害復旧工事では、防潮堤と水門（樋管）の一体的な整備を行った。

従来から存在していた水門は、ため池に農業用水を貯水するための施設であり、通常時はゲートを全閉にしてため池に貯水し、水位が一定量となった場合は、ため池内のオーバーフロー管から海側へ排水を行っていた。しかし、大雨や台風に見舞われた場合、水門の管理者が昼夜を問わず現場に出向き、ゲートを全開にしていたが、貯水池から溢水し周辺が浸水していた。

今回の復旧工事では、適切な排水ができるよう流量計画を策定し、既存水路では排水処理しきれない流量となった場合は、既存水門に隣接して設けた越流堰から海側に排水する構造とした。

これにより周辺が浸水することがなくなり、水門管理者から「豪雨や強風の中、ゲートを全開するため現地に赴く必要がなくなり助かった。」との感謝の言葉があった。



杉ノ下地区海岸 着手前（平成 30 年 12 月）



杉ノ下地区海岸 完成（令和 2 年 11 月）

派遣職員の声

- 災害復旧事業では、一日も早い復旧・復興を望んでいる被災地の方々のために、強い使命感、スピード感を持って職務に臨む必要がある。誰のための復旧・復興なのか十分に認識して、様々な課題や問題を復旧に携わるスタッフが一丸となって着実にクリアしていくことが、復旧・復興事業の早期完成には重要である。

全ての災害復旧事業で、国施工、県施工、市施工の様々な工事が輻輳しており、効率的に工事を進めていくためには関係部署との緻密な調整が必要であった。特に土地区画整理事業に関しては、地権者への宅地引渡し期限が約束されていることから優先度が高く、地権者の現地再建を妨げないよう細心の注意が必要である。

多くの地権者の方々から貴重な意見が寄せられ、復旧工法や復興計画等には厳しい意見もあり、違う選択を取っていたらと考えさせられることもあった。

東京都で大規模災害が発生した際、復旧・復興計画の具体的方針を定める際には、最大限に地域住民の方々に寄り添い、多面的な視野を持ち、復旧・復興事業に取り組む必要があると感じた。

- 住民折衝において、事業の説明を行った後の会話の中で、多くの方から「東京からわざわざ来てくださったの、ありがとね。」と温かい言葉を掛けていただいた。震災から4年(当時)、事業としては決して進んでいる訳ではないが、この事業が必要なのだと実感した。
- 地元地権者の方々のお宅に伺う機会も多く、その度に震災体験を聞き、想像を絶するほど残酷な話もありました。
一つ一つの話が印象的で心に響いており、震災から9年(当時)経った今も、東日本大震災を忘れる日はない。
- 昨年度(令和2年度)はコロナ禍であることから気仙沼市内においても様々なイベントが中止となった。今年(令和3年度)は感染者数が減ってきた頃から少しずつ、イベントが開催され始め、気仙沼市在住の方々と組んだ軽音楽バンドで「被災した気仙沼市を音楽で盛り上げるイベント」等に出演することができ、良い思い出ができた。
「NHK朝の連続ドラマ」のロケ地効果や音楽イベント等の開催により、徐々にではあるが街に活気が戻ってきている。

(2) 土木部 東部土木事務所(令和2年度～令和3年度)

ア 組織概要

土木部東部土木事務所は、東日本大震災により受けた被害からの災害復旧事業や復興事業を進めるとともに、三陸縦貫自動車道へのアクセス道路など、圏域の産業や生活基盤を支える道路交通網の整備や、安全・安心な圏域づくりに向けた基盤整備のほか、通常事業としての道路や河川、海岸施設等の維持管理及び建築確認等の業務を行っている。

事務所では、「震災からの復旧復興」への取組を県民の方々に実感していただくために、情報誌の発行や工事現場におけるパース図の展示、見学会の開催、工事の着手・完成時の式典開催など、復旧復興の「見える化」にも努めている。

・担当事業

門脇流留線復興事業(事業延長:7.9km、全体幅:38m、本線幅:11m)

・派遣職員数

年度	R2	R3
派遣人数	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

イ 成果

(ア) 門脇流留線復興事業

津波で大きな被害の出た石巻市門脇等の住宅地や魚町の水産加工団地内に新設道路を構築すると同時に、北上運河に橋梁を架設するための下部工・上部工の実施、貨物線を跨ぐ跨線橋や、臨海部にある工場や倉庫へ通勤する住民の安全性を確保するための横断歩道橋の架設、道路整備により遮断する水路の布設替え工事を実施した。

門脇流留線は、津波防御のための二線堤(本堤背後の堤地内に構築される堤防)に位置付けられるとともに、



魚町工区、交差点付近(令和3年9月)

緊急輸送道路にも指定されていることから、元々の地盤より3m以上の盛土を行い、上部に3車線（上下1車線、センター部分はゼブラ帯）の本線、盛土下の両側に側道と歩道を整備し、令和4年3月末までに開通した。



派遣職員の声

- 東部土木事務所では、大雨警報発令時や地震発生時の非常配備態勢として、道路管理担当や水防担当の職員だけでなく、事務職を含めた所内全職員が持ち回りでパトロールを実施している。
管理する道路延長が長く広範囲であり、土砂崩れや冠水等の危険な個所が多数、しかも大雨警報が連続的に発令され、解除直後に地震が発生することもあることから、大規模災害時には、ほぼ全員が災害対応を行えるという点で極めて優れた運用方法であると感じた。
東京都で大規模災害が発生した場合を想定し、具体的な災害対策として導入等を検討することも重要である。
- 発災直後の平成23年4月に、罹災証明の発行手続の応援で一度石巻市を訪れた。
現在（令和2年度）、市内各所を回り、地元の町会長や事業主、住民の方へ事業の内容等を説明する際に自宅や事務所、工場を訪れるが、「あの日は……」といった話題が出るたびに、あの絶望的で悲惨な状況からよほどここまで生活・事業を再開されたなあ、という感慨を覚える。と同時に、石巻市・宮城県の復興に少しでも役立つ業務に携われていることに、心の底から「充実感」「やりがい」を感じた。

2 港湾・漁港施設

(1) 土木部 仙台塩釜港湾事務所（平成23年度～令和2年度）

ア 組織概要

仙台塩釜港湾事務所の所管区域は、仙台塩釜港の仙台港区、塩釜港区及び松島港区の3つの港区である。塩釜港区には桂島、寒風沢島、野々島という離島も含まれ、管理する施設は、港湾、漁港、海岸保全、公園施設、道路と多岐にわたる。

都職員は平成23年6月に工務班に配属され、管轄する漁港施設の災害復旧業務を行った。具体的業務は、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、②災害査定に伴う積算・設計業務、③国土交通省及び県庁土木部との調整、④災害査定会の立会、⑤国土交通省による成果検査対応、⑥災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等である。

・主な担当業務

- ① 仙台塩釜港湾事務所管内3港区の国の災害査定（申請件数 185 件（申請額約 400 億円）：平成 23 年中に終了）
- ② 高砂船溜まり物揚場、船揚場災害復旧工事（仙台港区）
- ③ 代ヶ崎清水海岸保全施設等災害復旧工事（塩釜港区）
- ④ 西ふ頭災害復旧工事（塩釜港区）
- ⑤ 栄地区東（B,C）海岸保全施設等災害復旧工事（仙台港区）
- ⑥ 要害浦災害復旧工事（塩釜港区）
- ⑦ 東宮浜海岸保全施設等災害復旧工事（塩釜港区）
- ⑧ 東宮ふ頭棧橋改良工事（塩釜港区）
- ⑨ 貞山通海岸保全施設等災害復旧工事（塩釜港区）

仙台塩釜港湾事務所所管区域図



・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2
派遣人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は6月1日時点）

イ 主な成果

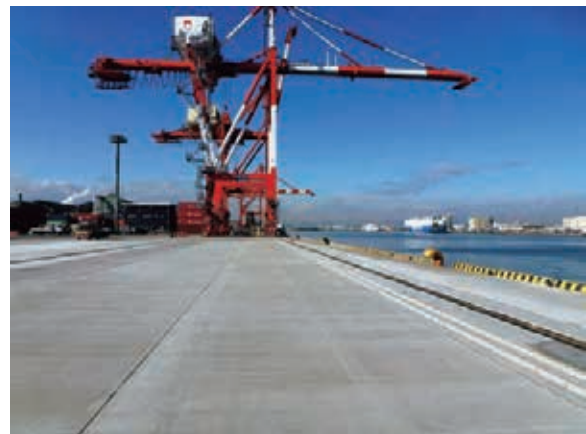
(ア) 高砂船溜まり物揚場、船揚場災害復旧工事（平成23年度～平成26年度）

仙台港の高砂コンテナターミナル2号ふ頭は、船溜まり物揚場と船揚場で構成され、本工事は2号ふ頭のエプロン部延長約330m、水深14m、天端高（基本水準面からの高さ）2.2m、幅10mと背後地（荷置場）の復旧を目的とするものである。

2号ふ頭は平成25年3月に供用を再開し、背後地は平成25年度完了、付帯工事の夜間照明灯設置は平成26年度で完了した。



震災後の高砂コンテナターミナル



復旧後の高砂コンテナターミナル

(イ) 代ヶ崎清水海岸保全施設等災害復旧工事（平成 27 年度～平成 29 年度）

塩釜港区の本工事では、海岸保全施設（防潮堤）約 710m をレベル 2 地震動及びレベル 1 津波対応への改良と被災した物揚場・船揚場・棧橋の復旧を行った。



代ヶ崎清水防潮堤等復旧工事中



代ヶ崎清水防潮堤等復旧間近

(ウ) 東宮浜海岸保全施設等災害復旧工事（平成 27 年度～平成 30 年度）

本工事は、「東日本大震災公共土木施設等復旧方針」に基づき、塩釜港区の東宮浜・小友浜の 2 地区について、海岸保全施設（防潮堤延長約 700m）や船揚場（延長約 100m）、臨港道路（延長約 500m）を対象とした災害復旧を行うもので、防潮堤の一部を海岸保全区域として新たに指定し、整備を行った。



東宮浜被災後の状況



東宮浜の災害復旧工事完了後

(エ) 貞山通海岸保全施設等災害復旧工事（平成 27 年度～令和 2 年度）

塩釜港区の本工事は、「津波から背後地の浸水を防ぐための胸壁整備」と「被災によって損傷・沈下した施設の復旧」が主な目的であり、具体的には、レベル 2 地震動及びレベル 1 津波に対応するための新設胸壁（延長 1,132.9m）の整備、陸閘 8 基の据付、物揚場・背面道路のかさ上げ復旧工事である。新設胸壁の高さは、以前より 110cm 高い、TP + 3.3m である。



貞山通胸壁整備着手前



貞山通胸壁整備現場（令和2年12月）

派遣職員の声

- 災害復旧業務に携わる過程で経験した、地震や津波に耐久性のある施設の設計・現場監督業務は非常に勉強になった。現在、都においても地震や津波・高潮等による災害から都民の生命・財産を守るための防潮堤等の整備を行っている。この東北での経験は、都の災害復旧事業に携わることになった時、必ず生かせる。
復旧工事の調整業務を進める中で、市民やふ頭利用者の方々から、5年（当時）の歳月を経ても改善されない現状に対し、厳しい指摘もされた。宮城県職員の一員として、復興業務に全力で取り組んだからこそ、住民の理解を得ながら震災復興を進める難しさについて深く考える機会となった。
土木工学は経験工学であるとよく言われる。災害復旧業務において今回経験した実務は、経験値や技術力となって自身に備わったと感じる。近い将来首都直下地震が発生すると予想されており、万一の発生時には、この経験値や技術力を生かせるようにしたい。
- 工事契約後の住民説明会では、地元住民の方への丁寧な説明や親身に要望等を聞き入れることで、地元住民から激励や感謝の言葉をいただき、少しでも宮城県の力になれていることを実感した。
- 現場で工事監督業務をしていると、近隣住民の方や地区会長の方から話しかけられる機会があった。住民の方々は復興事業に大きな関心を寄せており、進捗状況の質問に回答した際には、事業に取り組む私に対して感謝の言葉をいただいた。学生時代、土木工学とは、「市民生活と産業・生活活動の資する社会基盤の整備・維持のための工学」であると学んだ。今回取り組んだ復興業務は、まさに「市民生活のための工学」を生かす機会だった。そして、甚大な津波被害を受けた当該エリアの震災復興業務に携わること、市民の震災からの不安解消に役立てることに非常にやりがいを感じた。
- 津波警報の発令時に水門・陸間を自動で閉鎖するシステムの運用開始に伴い、陸間閉鎖の防災訓練に立ち会う機会があり、その場には数十人もの地域住民と複数の報道メディアが来ており、期待度の高さを実感した。そのことから、東日本大震災の復旧事業はとても責任のある仕事であることを再認識し、気を引き締めて業務に取り組むことが出来た。復興事業に携われてとても光栄なことであり、最後の復旧事業完成に立ち会えたことにとてもやりがいを感じた。

(2) 東部地方振興事務所 水産漁港部（平成23年度）

ア 組織概要

東部地方振興事務所水産漁港部は、石巻市と女川町を所管し、区域の海岸線は離島を含めて321kmに及び、水産業の生産活動拠点である漁港は大小57港に上り、そのうち、遠洋・沖合漁業の基地としても重要な特定第三種漁港の石巻漁港、第三種漁港の女川漁港、渡波漁港、避難港である第四種漁港の鮎川漁港など11漁港を県で管理している。また、内水面漁業を営んでいる内陸部については、大崎市、栗原市、登米市を流れる北上川、江合川、迫川等の主要河川のほか、伊豆沼や長沼等の湖沼なども所管区域としている。

都職員は水産漁港部において、管轄する漁業施設の災害復旧業務を行った。内容としては、災害査定業務と災害査定認定後の工事の積算・発注・工事監督、水産庁に災害査定認定後の重要変更等である。

• 主な担当業務

東部地方振興事務所管理 11 漁港の災害査定業務

• 派遣職員数

平成 23 年度に 6 月 1 日から 1 名

(3) 農林水産部 漁港復興推進室 (平成 23 年度～令和 3 年度)

ア 組織概要

農林水産部（平成 31 年度から水産林政部）漁港復興推進室は、東日本大震災で被災した漁業施設及び海岸保全施設の早期復旧・復興を着実に推進するため、平成 24 年 11 月 1 日に水産業基盤整備課から分離して設置されている。宮城県は、海岸線延長 828km に 142 漁港があり、沿岸部の基幹産業である水産業は、その各地域の漁港を拠点として成り立っている。

漁港復興推進室は、復興推進班、漁港整備班及び海岸整備班の 3 班体制である。都職員は、漁港整備班で県内 142 漁港施設全部の海岸保全基本計画、漁港海岸災害復旧・海岸新規整備の業務を行った。

具体的な業務は、①県出先事務所で作成された災害復旧工事設計書の審査、②公告準備、③設計変更手続、④水産庁への災害復旧事業費の交付申請、⑤災害査定の立会い、⑥災害復旧工事の重要変更設計協議、⑦災害復旧事業の施工状況調査、⑧成功認定の対応等である。



• 派遣職員数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3
派遣人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

イ 主な成果

(ア) 漁港、海外保全施設の水産庁への災害復旧事業費の交付申請（災害査定）

宮城県内の漁港・海岸保全施設状況

漁港：県管理 27 漁港及び市町管理 115 漁港の計 142 漁港

海岸：漁港海岸 83.3km

漁港施設の災害査定工事件数 1,251 箇所、海岸保全施設の災害査定工事件数 73 箇所について認定を受けた。

(イ) 漁港施設災害復旧工事の重要変更設計協議

県地方振興事務所（仙台・東部・気仙沼）及び市町が管理する 142 漁港の災害復旧工事（査定工事件数：約 1,300 件）を対象として、当初災害査定あるいは再調査の決定工事費等を変更するため、各管理者が作成

した重要変更資料を基に、変更理由及び根拠資料の妥当性、数量等を確認し、各管理者への指導・助言等の調整後、水産庁協議及び東北財務局への説明を行った。

(ウ) 漁港施設災害復旧事業の施工状況調査

毎月末に、県地方振興事務所及び市町が施工する災害復旧事業の施工状況調査（契約・支払・不用など）に関する結果を取りまとめ、水産庁に報告を行った。



塩釜漁港 中ふ頭東棧橋着手前



塩釜漁港 中ふ頭東棧橋完成



塩釜漁港中ふ頭東棧橋背後防潮堤着手前



塩釜漁港中ふ頭東棧橋背後防潮堤完成

(エ) 成功認定に関すること

市町施工の災害復旧事業が、法令に定められたとおりに執行され、交付決定の目的を達成しているか検査し、成果を確認し負担金の決定（成功認定）を行った。

派遣職員の声

- 派遣中に強く感じたのは、被災地の方々の防災意識の高さである。防潮堤の高さについての住民説明会があれば、多くの方々が参加して活発な議論がなされているし、災害復旧のスケジュール等が報道されれば、確認の問合せがくる。都においても首都直下型地震や東南海・南海地震等への備えが急務となっているが、ハード面だけでなく、都民の防災意識の向上も必要不可欠であると感じた。

東日本大震災では、誰もが想像できない程の津波被害が起きた。もし、首都直下型地震が起きた場合、東京ではどのような被害が出るのか、想像しただけで恐ろしくなる。都の土木職員として、どのような対応が要求されるのか、今回の被災地派遣の経験により、多少なりとも学ぶことが出来た。実際に大規模な災害対応を経験している職員は都でもそう多くはない。そのため、実際に災害復旧対応を経験している職員が指揮をとり、一刻も早い復旧に貢献することが何よりも重要であると感じた。

- 東日本大震災から6年（当時）が経とうとしているが、沿岸部はいまだに工事車両が行き交っており、復興は半ばの状況である。現場視察では、テレビ等の報道で伝わりきれない自然災害の脅威を肌で感じる事が出来た。特に、慰霊碑に刻まれた子供の名前を見たとき、命の尊さを改めて痛感した。
- 市町の職員のほとんどが宮城県あるいは他県からの派遣や任期付職員であり、地元職員は少人数であることに非常に驚いた。
- 前年度からの重変協議に関して、ポイントを絞って端的に説明することを心掛けたことで、東北財務局の担当者が異動する6月までに、重変協議を終えることができた。また、完了報告を各担当者にしたときにお礼を言われた。

3 農地・農業用施設

(1) 仙台地方振興事務所 農業農村整備部（平成24年度～平成27年度）

ア 組織概要

仙台地方振興事務所農業農村整備部は、仙台市を中心に5市8町1村（塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、山元町、亶理町、七ヶ浜町、利府町、松島町、大郷町、富谷町（現富谷市）、大和町及び大衡村）を管内とし、農業振興に関する様々な施策や農地・農業用施設・農地海岸に係る災害復旧事業、復興交付金事業などを行っていた。

都職員は平成24年4月に農地整備第二班の第一チームに配属され、名取市と岩沼市が担当区域で、農地・農業用施設の災害復旧業務を行った。具体的業務は、①農業被害測量設計委託、②農地復旧除塩工事、③用排水機場復旧工事の設計、積算、工事発注・工事監督、④国などとの協議、契約変更、計画変更、完成検査対応等である。

・主な担当業務

- ①名取市地区農地復旧除塩工事
- ②名取市地区農業被害測量委託
- ③鈴木堀外復旧工事
- ④農山漁村地域復興基盤総合整備事業
 - ・名取地区、岩沼地区

・派遣職員数

人数	H24	H25	H26	H27
派遣人数	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

仙台地方振興事務所管内位置図



・事務所管内被害額 約 3,400 億円

(県全体被害額 約 4,700 億円の約 70%)

(平成 24 年 4 月 10 日現在)

農業農村整備関係被害	仙台管内		県全体	
農地・農業用施設被害 (農地浸水、用排水路等)	約 1,600 箇所	約 3,100 億円	約 5,000 箇所	約 4,000 億円
生活環境施設被害 (集落排水施設等)	約 30 箇所	約 200 億円	約 100 箇所	約 270 億円
農地海岸保全施設被害 (海岸防潮堤)	約 8km	約 100 億円	約 27km	約 430 億円
計		約 3,400 億円		約 4,700 億円

事務所管内農業農村整備関係の被害状況

イ 主な成果

(ア) 名取市地区農地復旧除塩工事 (平成 24 年度完了)

名取市の農地約 228ha について、応急工事としての農地復旧工事、農道及び小用排水路の復旧工事、除塩工事に加え災害復旧工事を実施し、平成 24 年度で完了した。

農地復旧状況 被災前後 (名取市)

平成23年 3 月



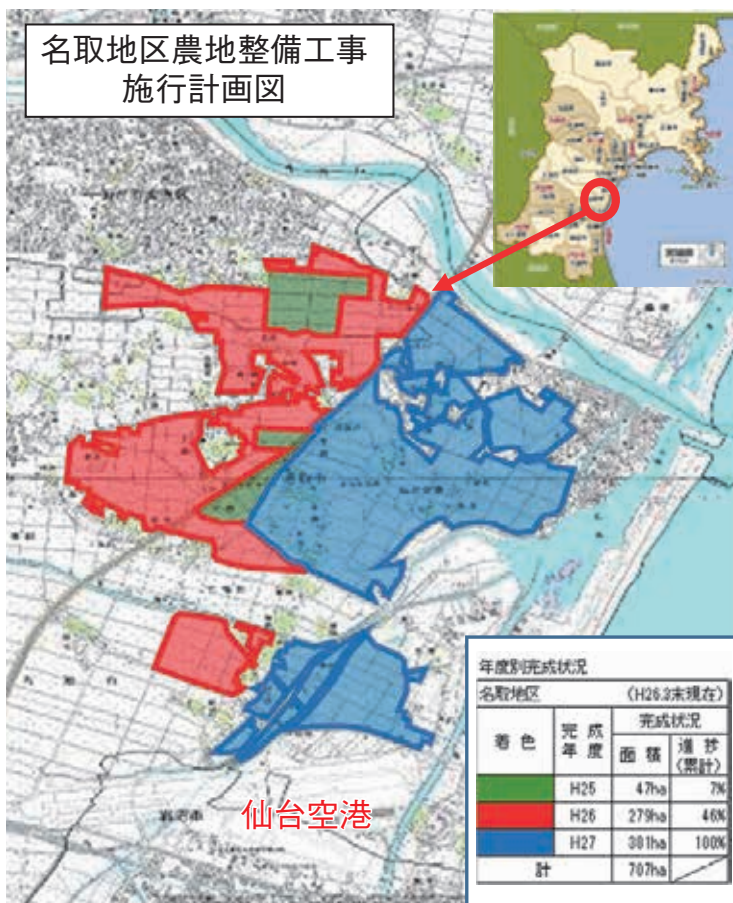
平成24年 7 月



(イ) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業・名取地区

東日本大震災復興交付金により、農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (名取地区) を実施した。

農地復旧の災害復旧事業完了後、農地整備 (区画整理) 工事 (707ha) を実施し、ほ場の標準区画を 1ha から 2ha に、用水路をパイプライン化、排水路を管路化することで、水管作業の省力化・農作業の効率化等を推進した。



農地整備工事施工前



農地整備工事施工後

派遣職員の声

- ガレキ選別機のデモ運転を開始する前に、建設業者の方が機器の概要を説明する際の一言が、とても印象的で、今でも忘れられない。その言葉とは「これ（農地等に堆積している物）は、ガレキやゴミじゃない、海へ行ってしまった（亡くなってしまった）人達の思いが詰まっている（大切な）ものだ、ぜひ使ってくれ」である。これは、被災された方や亡くなった方の無念な思いを受け、建設業者の方が熱意と気迫を込めて発した言葉であった。
- 宮城県の派遣者研修時に、研修担当の県職員が「今でも急な震災に対応できるように、車のガソリンは半分以下にはしない」と話をされていた。派遣されたときには、震災から4年（当時）が経ち仙台市はほぼ復旧が完了し、市の中心部では震災を感じる事がほぼなかった。そのため、県職員の話は、被災地の方が個人個人で震災を経験し、その経験の上で地震対策を立てていることを感じさせる一件であった。

4 下水道事業

(1) 土木部 中南部下水道事務所（平成23年度～平成24年度）

ア 組織概要

中南部下水道事務所は、仙塩流域、阿武隈川下流流域、鳴瀬川及び吉田川流域の4流域下水道を管轄している。事務所は多賀城市の仙塩浄化センター内にあり、4流域にある終末処理場並びに終末処理場へ送水している中継ポンプ場及び管さよの維持管理と建設、放流水の水質管理を行っている。

都職員は平成23年6月に施設整備班に配属され、管轄する4流域下水道の中で、被害のあった仙塩流域仙塩浄化センターと阿武隈川下流流域県南浄化センターの災害復旧業務を行った。内容としては、①施設の応急

工事の設計書作成、②応急工事の本契約、③公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、④災害査定に伴う積算・設計業務、⑤国土交通省及び県庁土木部との調整、⑥災害査定の立会、⑦災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等である。

・主な担当業務

- ①仙塩浄化センター、県南浄化センターの国の災害査定（1次～12次：平成23年中に終了）
- ②仙塩浄化センター、県南浄化センター応急工事・災害復旧工事（平成24年度完了）

・派遣職員数

年度	H23	H24
派遣人数	4	2

※ 派遣職員数は、平成23年度は10月1日時点、平成24年度は4月1日時点



イ 主な成果

(ア) 仙塩浄化センター、県南浄化センター応急工事・災害復旧工事（平成24年度完了）

仙塩浄化センター（222,000m³／日、東京都下水道局中川水再生センターと同規模）、県南浄化センター（125,000m³／日、東京都下水道局浮間水再生センターと同規模）の応急工事を行うとともに、国の災害査定を受検して災害復旧工事を実施し、平成24年度で完了した。



仙塩浄化センター津波侵入（平成23年3月11日撮影）



仙塩浄化センター処理施設（平成23年10月31日撮影）

派遣職員の声

- 下水道について、災害査定で何をどうすればよいのか決まっておらず、国も宮城県も人により解釈が違うため、整理をするのが大変だった。あるとき、宮城県庁の職員が査定資料の作成方針を決めたが、国土交通省と打合せをし、内部で検討していく中で、その方針を設計書提出直前に変えることになった。方針変更が決まった晩は、事務所で夜遅くまで資料を修正し、何とか締切りに間に合わせたということがあった。
- 今回の派遣の体験を通して、私には多くの仲間ができ、今回得た財産の一つである。平成24年11月23日には、仙塩浄化センターの復旧を祈念し、復興推進の植樹祭が現地で行われ、中南部下水道事務所職員に加え、東京都、新潟県、富山県、石川県からの職員が参加した。我々が植樹した苗木が成長し、『復興の森』になるとともに、宮城県と仙塩浄化センターの復興が成功することを願っている。



『復興の森』再生への植樹祭（平成 24 年 11 月 23 日撮影）

5 用地取得

(1) 概要

宮城県の用地取得分野については、都からは仙台土木事務所、気仙沼土木事務所、東部土木事務所、収用委員会事務局及び土木部用地課企画班に職員を派遣した。

仙台土木事務所は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町（現富谷市）及び大衡町の5市8町1村（のちに6市7町1市）内が所管となっている。気仙沼土木事務所は、気仙沼市及び南三陸町の土木行政を行っており、東部土木事務所は、宮城県東部に位置する沿岸市町村のうち、石巻市、女川町及び東松山市の3つの市町を管轄している。

収用委員会は、公共の利益の促進と私有財産との調整を図るため、土地収用法に基づき、各都道府県に設置された行政機関である。事業者からの裁決申請を受け、公平中立な立場で、事業者と土地所有者等の双方から意見や申立を聞きながら審理を行い、収用する土地の区域や損失の補償が適切かどうかなどについて、事務を行っている。

・派遣実績

仙台土木事務所

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
派遣人数	2	2	2	2	2	1

気仙沼土木事務所

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2
派遣人数	3	3	3	3	3	3	2

東部土木事務所

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3
派遣人数	4	4	4	4	3	3	3	3

収用委員会事務局（土木部用地課企画班）

年 度	H29	H30	H31 / R元	R2
派遣人数	1	2	2	2

(2) 取組実績

ア 仙台土木事務所

(ア) 宮城県亶理町から福島県相馬市まで沿岸部約32kmの道路（県道相馬亶理線）のうち、県境に位置する11.3kmの区間の用地買収を行った。この県道は津波防御のための高盛土道路として宮城県が整備し、令和3年3月に全線開通した。



出典：宮城県ホームページより



完成した葛蒲田浜海岸防潮堤（平成30年3月）

(イ) 河川堤防や海岸防潮堤を整備する七北田川河川災害復旧事業、名取川水系北貞山運河河川災害復旧事業、花洲浜海岸災害復旧事業、葛蒲田浜海岸災害復旧事業及び松ヶ浜海岸災害復旧事業の用地取得を担当した。

イ 気仙沼土木事務所

・折立川災害復旧事業用地買収

南三陸町内折立川災害復旧及び復興関連事業に係る用地取得を担当した。



折立川周辺（整備前）



折立川周辺（整備後）

ウ 東部土木事務所

石巻雄勝線道路改良事業の用地取得に関する業務を行った。



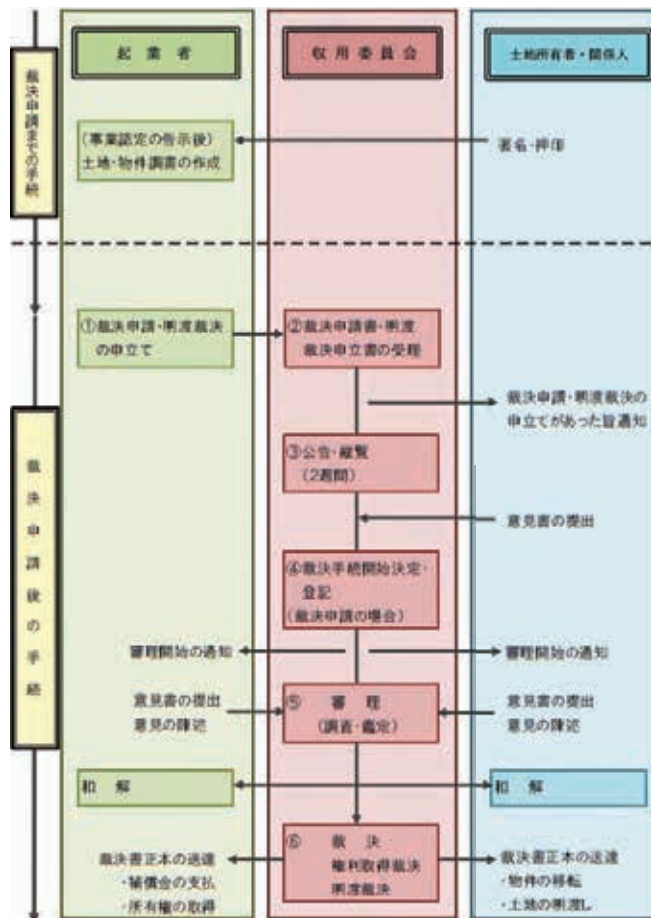
県道石巻雄勝線（着工前）



県道石巻雄勝線（着工後）

工 収用委員会事務局（土木部用地課）

裁決申請予定の収用事案について、起業家からの事前相談への対応等を行った。



派遣職員の声

- 業務を進めていくたびに感じたのは、相続関係や土地所有者の行方不明により、筆界が未確定で事業用地がなかなか取得できず、復興工事が早急に行えないということだった。また、業者の確保ができず、契約が不調になってしまう案件が多々あること等も、復興が思うように加速しない理由の一つだと思う。復興を加速するためには、国や自治体、住民等の更なる支援体制の強化や連携体制の確保及び柔軟な発想がまだまだ必要だと思う。今後、東京においても様々な災害が想定されている。的確に災害に対応するためには、各団体の連携の更なる強化や枠に囚われない柔軟な発想等を養うことが求められていると思う。
- 用地取得業務は過去の交渉記録が非常に大切であるため、地権者や官公庁と交渉や協議・電話をする度に詳細に記録を残している。前任者の交渉記録に不明点があり、交渉相手に迷惑をかけることがあり、後任者が同じ思いをしないよう、誰が読んでも明瞭な記録の作成に努めた。情報を引き継ぐことはどの自治体のどの業務でも大切なので、都でも生かしたい。また、地権者の多くは土地や道路の知識に明るくないため、地権者と同じ目線で話し、理解していただくことが地方公務員として説明責任を果たすために必要なことだと再認識できた。
- 宮城県に派遣されるまでは、大規模災害を経験した自治体は、次の災害に備え高い防波堤を作るなど、被害を一切出さないようなハード対策を行うものだと思っていた。
しかし、実際には、宮城県はある程度の被害を想定した上で、その被害を最低限に抑え、人命を第一に考える「減災」に重点を置いた災害に強いまちづくりを行っている。特に津波対策としては、住宅エリアの高台移転のほか、津波の威力を抑え、逃げるための時間を確保する多重防御の方針を明確にしているように感じた。現地調査で沿岸部を訪れることが多かったが、その度に、かさ上げ道路の工事が行われていたり、防災林が植林されていたりと、多重防御を中心とした復興の様子を間近で見ることができたことはとても貴重な体験であった。

6 産業再生

(1) 概要

東日本大震災により被災した中小企業等の再生を支援するため、経済商工観光部企業復興支援室（旧：新産業振興課）へ平成24年度から毎年職員を派遣している。

・派遣実績

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	R4
派遣人数	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2

(2) 取組実績

・中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）に関する業務

グループ補助金とは、東日本大震災・津波によって被害を受けた中小企業者等から構成される「中小企業等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に要する費用の一部を補助するものである。都職員は、グループ補助金に係る公募受付や認定審査、補助金の交付、財産処分等を担当した。

派遣職員の声

都では、これまで、職員間の内部調整関連の業務を担当し、住民の方と接する業務を行ったことがなかったが、今回の業務を通じて、住民の方と接する機会を頂き、相手の話に耳を傾けながら一人ひとりに寄り添った対応を行い、時には厳しいこともしっかりと伝えることが必要であることを学んだ。

被災地の業務では、嬉しかったことも辛かったことも、ほとんどがコミュニケーションに関することだった。どのような業務でも人とのコミュニケーションは不可欠であるが、ここまで真剣に悩み喜怒哀楽したのは、被災地復興という目的のために、全国から派遣された職員や宮城県の方々と、互いに支え合いながら協力し、チームとして業務を遂行したからこそだと思っている。この経験をとおして、日頃からまわりの職員とコミュニケーションをしっかりと取り、チームの中における自分の役割を理解すること、周りの職員がどのような強みがあるかを知っておくことが大切だと感じた。

7 災害公営住宅

(1) 土木部 復興住宅整備室（平成23年度～平成27年度）

ア 組織概要

土木部復興住宅整備室は、宮城県復興住宅計画に基づく住宅の復興促進と災害公営住宅の整備を目的とする組織である。

災害公営住宅とは、災害により家を失い、かつ自立再建が困難な低所得者に賃貸するための公営住宅である。整備手法は主に以下の4つが挙げられ、その中で②の手法により、市町より県に依頼された地区における災害公営住宅の建設を行うことが、復興住宅整備室の主な業務である。

- ①市町直接建設：市町が直接工事を発注し建設のうえ住宅を供給
- ②県受託建設：市町が県に依頼し、県にて建設のうえ住宅を供給
- ③民間・UR買取：民間業者や都市再生機構（UR）が建設した住宅を買取、供給
- ④民間借上：民間業者が建設した住宅を市町が借上げ、供給

都職員は平成24年1月に復興住宅整備室の南三陸町等を担当する第3班に配属され、3地区（伊里前地区、戸倉地区及び志津川地区西団地）において、県が受託整備する災害公営住宅の建設を行った。内容としては、①災害公営住宅の設計と工事発注、②工事施工を担当する（宮城県）監督員・工事受注者と南三陸町担当者との設計・施工上の調整役を担っていた。

・主な担当業務

- ①伊里前地区中学校上団地
- ②戸倉地区戸倉団地
- ③志津川地区西団地（東工区・西工区）

・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27
派遣人数	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点）

南三陸町災害公営住宅担当地区



イ 主な成果

(ア) 伊里前地区中学校上団地

伊里前地区中学校上団地の建設地については、山上の森林を切り拓き、防災集団移転促進事業用地と合わせて整備した。具体的には、土地開発面積 72,229m² に、災害公営住宅として、鉄筋コンクリート造3・4階建て集合住宅2棟及び住居50戸、集会所（木造）、自転車置場、ゴミ置場などを一体的に建設・整備した。



伊里前団地建設予定地 平成25年春



伊里前地区中学校上団地完成予想パース

(イ) 戸倉地区戸倉団地

戸倉地区戸倉団地の建設地については、山上の森林を切り拓き、防災集団移転促進事業用地と合わせて整備した。具体的には、土地開発面積 141,234m² に、災害公営住宅として、鉄筋コンクリート造3階建て集合住宅3棟及び住居70戸、集会所（木造）、自転車置場、ゴミ置場などと一体的に建設・整備した。



戸倉地区建設予定地 平成 25 年春



建設地造成中 平成 26 年 10 月



完成した町営戸倉災害公営住宅：平成 28 年 2 月
建物背後に見える杉山は、建設予定地の写真の杉山と同じ

派遣職員の声

- 災害公営住宅工事の発注時に感じたことは、災害復旧の建設ラッシュ時に工事を発注する際は、現地の実勢単価を把握し採用するべきということである。資材や人材の不足に伴い物価が高騰する中、積算等のルールを固持して発注してしまうと、入札不調を避けることは困難である。早期の工事着手及び完了を目指す場合、補助の拡大に関する国との交渉も視野に入れ、一部の見積り単価採用による工事費の増額を検討する必要がある。
- 私が担当する業務内容（工事監督）では、直接地域住民の方々と接する機会がなく、被災された方の生の声を聴けることがなかったが、災害公営住宅の造成地に隣接して整備された自立再建宅地で、地鎮祭が行われていた時に「ようやく、地鎮祭を迎えることができました。」と聞いた時は、「ようやくですね……よかったですね。」以外の言葉が見つからず、被災されてから 5 年弱（当時）でやっと再建が形となってきたんだなと思うと何とも言えない気持ちであった。

8 公共建築物

宮城県では、内陸部の市町村においても激震による甚大な被害に遭っている。

(1) 土木部 営繕課・設備課（平成 23 年度～平成 24 年度）

ア 組織概要

土木部営繕課分室・設備課分室は、東日本大震災で被災した県有施設の災害復旧対応を実施するため、全国の都道府県からの 20 名を超える派遣職員と宮城県職員とともに、震災復興の専門部署として設置された組織である。

業務は「被害状況の現地調査」、「委託・工事の発注」、「委託・工事の監督」、「完了検査の立会い」、「国の補

助金申請の災害査定資料の作成]、「災害査定の立会い」が主な業務であり、庁舎、福祉施設、警察署、宿舍、高校など多岐にわたる施設を担当した。

都職員は平成 23 年 6 月に分室に配属され、県有施設の災害復旧業務を行った。内容としては、①被害状況の現地調査、②復旧工事の設計・積算、③国の災害査定資料の作成、④災害査定立会い、⑤工事発注書類作成、⑥工事監督等である。

・派遣職員数

年度	H23	H24
派遣人数	4	2

※ 派遣職員数は、平成 23 年度は平成 24 年 1 月 1 日時点、平成 24 年度は 4 月 1 日時点

イ 主な成果

(ア) 県有建築物現地調査・設計、国（文部科学省、厚生労働省）による災害査定

営繕課分室・設備課分室では、約 320 件の県有建築物調査を行うとともに、50 件の国の災害査定に対応した。



高台の志津川高校から南三陸町内方向（撮影：平成 23 年 6 月）



気仙沼市の合同庁舎

派遣職員の声

- 復興に向けた人員不足を解消するために他自治体からの派遣職員を受け入れることは一つの手段であると思うが、不足人数をただ増員すれば解決される訳ではなく、受入れ側にも人や業務を動かすために大変な労力が必要になることが分かった。また、やるべきことが山積している中で、効率的にスピード感をもって災害復旧業務を行うためには、有事の体制や運用を平時に準備し、適宜判断をしていくことが必要だと感じた。
- 調査のために施設に行くと、「施設管理者として不具合をこと細かく説明してくれ」、「早く復旧してほしい」という気持ちが伝わってくる。また、担当者からは「遠いところ宮城のために応援・支援をありがとう」という言葉が返ってくる。できる限り早く復旧しなければという気持ちでいっぱいになった。
- 全国各地から集まってきた派遣職員と様々な意見交換を行い、復興業務に携われたことに非常にやりがいがあった。派遣職員の誰もが宮城県の一日も早い復旧・復興を願い、熱い想いをもって宮城県にやって来ていた。技術的な知識や経験はもちろんのことであるが、被災地の皆さんのお役に少しでも立ちたいという熱い気持ちが欠かせないと痛感させられた。

9 工事経理事務

(1) 概要

東日本大震災に係る災害復旧事業については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、高率な国庫負担や確実な予算措置といった国からの補助が定められている。これらの補助については、災害発災直後から国への災害報告や災害査定、国庫負担申請や補助金執行など、多くの事務処理が必要である。都では、これらの事務処理を支援するため、平成 31（令和元）年度から土木部防災砂防課、気仙沼土木事務所及び東部土木事務所に職員を派遣した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
土木部 防災砂防課	平成 31 年度	1 名	災害復旧事業の総括、市町村 災害復旧事業の総括
	令和 2 年度	1 名	
	令和 3 年度	1 名	
気仙沼土木事務所	令和 2 年度	1 名	事務所で行う工事・委託業務の 契約事務及び予算管理事務
東部土木事務所	令和 3 年度	1 名	

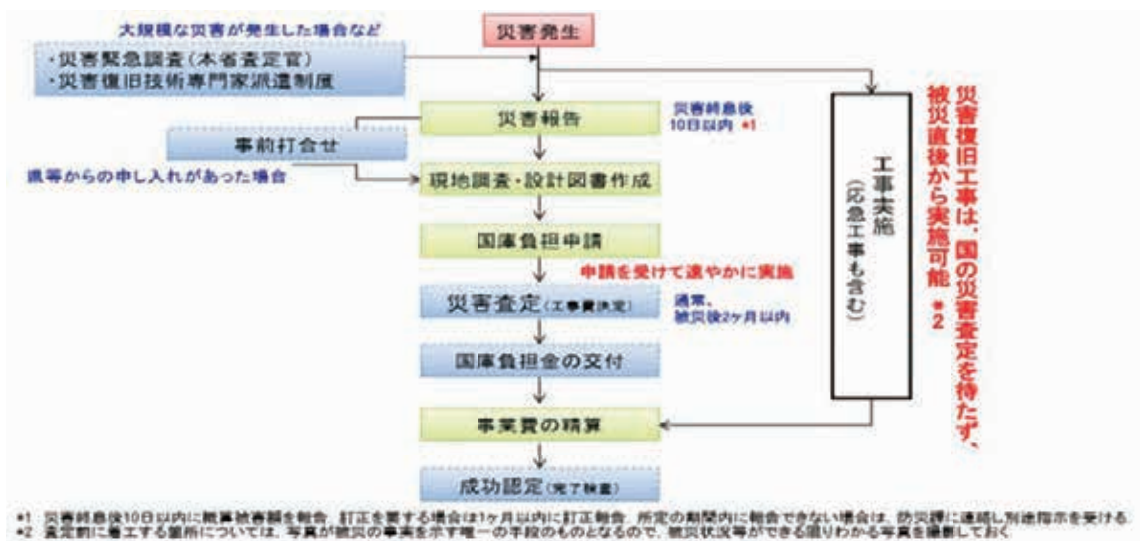
(2) 取組実績

ア 土木部防災砂防課

(ア) 県内で発生する災害復旧事業の総括

各公共土木施設を所管する土木部内各部署や土木事務所との連絡調整を行い、円滑な災害復旧事業を実施した。

〈災害発生時の流れ〉



(イ) 市町村災害復旧事業の指導監督

市町村の災害復旧事業については、災害復旧事業の監督や負担金の交付・還付、災害復旧事業の成功認定といった業務を都道府県知事が行うことと定められている。

災害の被害規模は市町村ごとに異なるため、県内 34 の市町村に対し、各々の市町村の状況に応じた適切な指導や助言を行うことで、早期の公共土木施設の復旧に努めた。

イ 土木事務所（気仙沼、東部）

加茂川河川改修事業、西沢川河川改修事業などの事業に係る契約事務を行った。

派遣職員の声

派遣先の事務所では、若手職員が多いこともあってか、班内において決裁文書等の相互チェックや他職員の業務フォローをしようという意識が強い。担当ごとに縦割りで業務を進める場合と比べてスピード感は劣るが、経理業務を初めて担当する私にとって、県職員の方に業務を常に確認していただけるのは大変有難かった。

都においてもコロナ対応に際して応援職員の派遣が増加した。今後も、大災害等が発生すれば応援職員の派遣・受入れなど、急な人員配置の変更が生じうる。そのような場合にも平常時と変わらず業務を回すためには、担当内でのフォロー体制を強化する必要がある。宮城県の組織風土は、派遣職員等も含め一体感を持って働くことのできる職場を目指す上で大変参考になると思った。

10 公衆衛生等

(1) 概要

宮城県内に7カ所（平成24年度当時、仙台市内除く。）ある保健所のうち、平成23年度に石巻保健所、平成24年度に気仙沼保健所にそれぞれ職員1名を派遣した。また、平成23年度に中央児童相談所に職員1名を派遣し、相談対応業務等を支援した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
東部保健福祉事務所 石巻保健所	平成23年度	1名	保健体制整備支援、保健所活動支援、 母子保健・感染症予防支援
気仙沼保健福祉事務所 気仙沼保健所	平成24年度	1名	保健所業務総括
中央児童相談所	平成23年度	1名	子どもの心のケアのための相談対応等



気仙沼保健福祉事務所全景

11 仙台市

(1) 下水道事業の災害復旧支援

仙台市は、東日本大震災により下水道管きょ延長約 4,500kmのうち約 102km（被災割合：2.2%）が被害に遭っている。

仙台市内の被災地域で、住民の生活基盤となる下水道を早期に復旧するため、都においても技術系職員を仙台市に派遣することとした。

ア 建設局 下水道事業部 管路建設課（平成 24 年度～平成 25 年度）

(ア) 組織概要

建設局下水道事業部管路建設課は、仙台市内の下水道管きょの建設を行う部署である。

都職員は平成 24 年 4 月から下水道事業部管路建設課に配属され、下水道管路施設の災害復旧工事、造成宅地滑動崩落緊急対策事業に伴う下水道管移設工事の業務を行った。具体的には、①工事の設計・積算・作図と入札依頼の発注業務、②説明・沿道対策等、③現地監督業務、④設計変更に関する業務、⑤竣工検査に関する業務、⑥受注者との打合せ、関係機関・部署との打合せ・協議・申請、竣工後の引継ぎ等、⑦災害査定変更協議資料作成、災害査定再調査の書類・実地査定、成功認定の災害査定案件の対応である。

・主な担当業務

下水道管路施設の災害復旧工事

・派遣職員数

年度	H24	H25
派遣人数	1	1

※ 派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

(イ) 主な成果

① 下水道管きょ第二次調査による復旧工事判定

市内の下水道管きょで、第一次調査後に状況が変化した箇所において、第二次調査を行い復旧工事の必要性和復旧方法を判定した。

震災直後の第一次調査時点では汚水量（生活排水等）が少なく、人孔（マンホールの中）内の堆積が確認できなかった箇所においても、時間の経過とともに、汚水量が増えたことで、損傷箇所が発見されることがある。このような箇所については、災害復旧工事の設計変更で対応するか、できない場合には新規案件として工事を発注する等の判定を行う。

派遣職員の声

- 災害復旧工事において、86 件もの災害査定を受け、工事を早期に着工させることが可能だったことは、仙台市職員が日頃から調査、測量、設計や図面作成等を直営でやっており、被災後も設計コンサルタントへの委託にほとんど頼ることなく、職員自らが復旧事業を進めていけたことに起因すると思われる。

都では、調査や設計等は概ね委託されており、自ら図面作成や測量を行う機会はほとんどない。震災等の有る際には、その規模によると思うが、直営でも作業できるだけの技術力を持っていることが早期復旧につながると思う。そのため、設計委託が主体の中であっても、OJT や研修を活用して、職員の技術力をより高めていく必要があると思う。

- 配属されて 1 週間もしない頃、地元から工事に対するお叱りを受けた。その後もお叱りを受けつつ工事を進め、施工完了まで残り 2 日で終わるというところで、最後まで頑張るように励まされ、非常に嬉しく思った。



人孔B 汚水の滞水状況（平成 25 年 8 月 12 日撮影）



人孔A 汚水の流水状況（平成 25 年 8 月 12 日撮影）



震災直後は異常が見られなかったが、付近の汚水量が増加し被災が判明した路線



路面状況（液状化による異常は見られない）
（平成 25 年 8 月 12 日撮影）

(2) 区画整理関係業務の災害復旧支援

仙台市は、東日本大震災により東部沿岸地域における津波被害、丘陵地での地すべりや擁壁崩壊等の被害に遭っている。特に沿岸部では津波により約 12,000 棟の住宅流失・浸水などに見舞われた。

仙台市内沿岸部の甚大な被災地域において、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業により被災住民の住宅施設等の早期復旧をするため、都においても職員を仙台市に派遣することとした。

ア 都市開発部 区画整理課（平成 23 年度～平成 25 年度）

（平成 24 年 4 月 1 日より新組織：復興事業局復興まちづくり部派遣）

(ア) 組織概要

復興事業局は、東日本大震災からの復興・復旧事業を一元的に進めるため、都市開発部から引き継ぐ形で平成 24 年 4 月 1 日に発足した組織である。復興まちづくり部は、主に沿岸部の津波被災地に関連する事業を担っている。

平成 23 年 10 月から、都職員は都市開発部区画整理課（後の復興事業局復興まちづくり部）に配属され、津波被害を受けた東部沿岸地域の復興まちづくりとして、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業の事業化の業務を行った。内容としては、①集団移転先となる候補地の検討、調整、②移転後の土地利用方法、整備方法の検討、③事業説明会住民説明会の対応、④災害危険区域外の被災集落支援、⑤被災区域の再整備、⑥移転促進区域内の用地取得、⑦既存の公共及び組合土地区画整理事業の指導及び調整等である。

• 主な担当業務

- ① 蒲生北部被災市街地復興区画整理事業
- ② 移転先仙台港背後地地区の用地取得
- ③ 移転先南福室地区の用地取得

• 派遣職員数

年度	H23	H24	H25
派遣人数	1	2	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は10月1日時点）

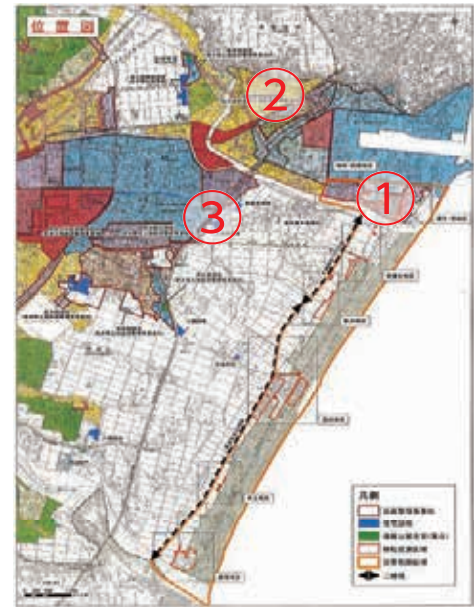
(イ) 主な成果

① 蒲生北部被災市街地復興区画整理事業

蒲生北部地区は、震災後は全域が災害危険区域に指定され、防災集団移転促進事業により土地等の買取りが進められており、事業後には私有地と買取り対象外の民有地が混在することとなるため、事業系土地利用への転換に合わせた土地の集約再編と、被災により損壊した道路や下水道などの都市基盤施設の再整備を、市施行の土地区画整理事業により行う計画となっている。

その中で道路や下水道、宅地造成の基本設計、事業費や資金計画を調整し事業計画を策定する業務を行った。

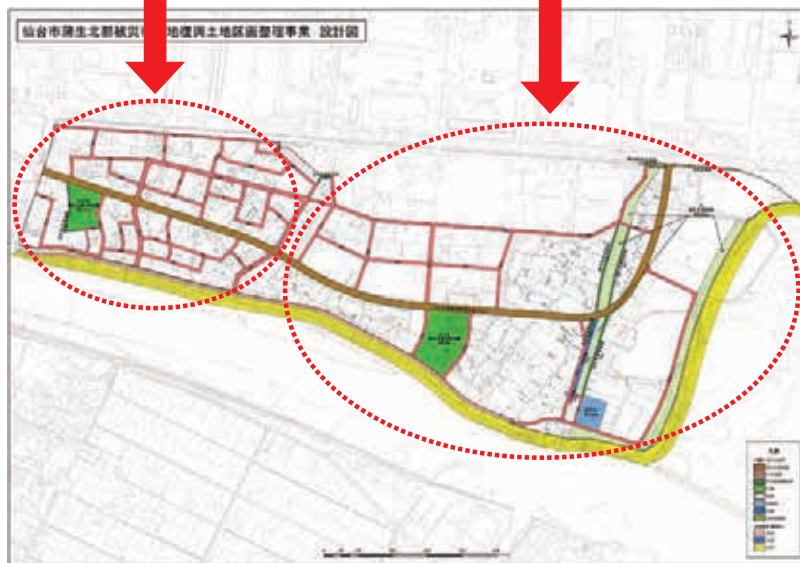
仙台市沿岸部都市計画図



地区西側：建物も点在



地区東側：ほとんどの建物が流失



派遣職員の声

- 災害の時期や規模の予測が難しい中、東京でこのような災害が起こったときにはどうなるだろう、何が必要となるだろうと様々な場面を想定し、対応策としてできることを常に考えながら日々の業務に取り組むことが必要だと強く感じた。同じ職場には、被災された職員の方も数多くいたが、彼らは助けられる側ではなく助ける側に回らなくてはならない。私たちも自分や家族が被災者となることも十分想定される。その場合でも、復旧業務に専念できるように、自らの備えを万全にしておくことも非常に重要だと感じた。
- 移転先の折衝の際、急に訪問したにも関わらず、地権者の方々から「被災者のためなら、土地を譲ってもよい。」「暑い中（8月末訪問の際）大変だろうけど、復興のために頑張ってもらいたい。」という声をたくさんいただいたことは大きな励みになった。
土地の買取りを希望された方から、買取り費用や税金面での不安を相談され、アドバイスをした際には「よく分かった。細かいことを聞いてすまないけど、こちらも一生にそうないこと（土地の売却）をするので不安に思っている。今後とも色々相談に乗ってほしい。」と言われ、今後も被災者の方々のために力を尽くそうと思った。

(3) 行政事務の支援

ア 概要

仙台市では、応急復興住宅の供与や被災者への支援などの生活支援事業、土地区画整理事業、津波被害を受けた東部沿岸地域の復興まちづくり事業などの復旧・復興事業を行っていた。

都は、平成23年度から平成25年度にかけて、復興事業局生活再建支援部や都市整備局公共建築部などに職員を派遣し、仮設住宅の供与や被災者再建支援業務などを担当した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
復興事業局 生活再建支援部 (旧：震災復興本部震災復興室)	平成23年度	6名	被災者再建支援業務
	平成24年度	6名	
復興事業局 震災復興室	平成24年度	1名	震災復興統括業務
復興事業局 復興まちづくり部	平成25年度	1名	浸水地域助成業務
都市整備局 公共建築部	平成23年度	1名	災害公営住宅業務、 復興公営住宅業務
	平成24年度	1名	
	平成25年度	1名	
健康福祉部 復興住宅調整室	平成23年度	1名	応急住宅仮設業務
健康福祉部 社会課	平成23年度	3名	災害義援金、災害救助法清算業務、被災者再建支援業務
消防局 防災企画課	平成24年度	1名	防災集団移転関係業務

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点）

イ 主な成果

(ア) 復興事業局生活再建支援部

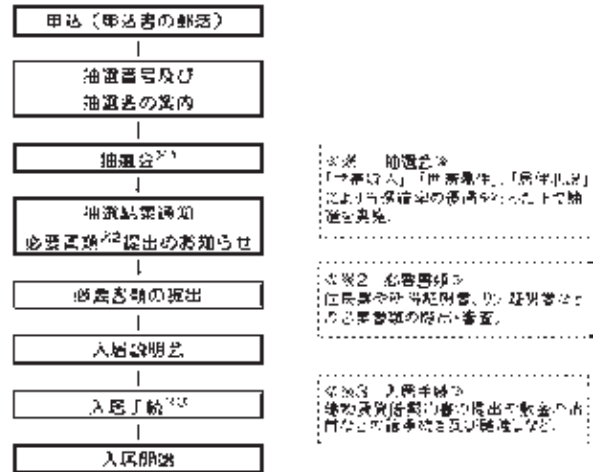
被災者の生活再建に向けたきめ細やかな支援を推進するため、平成24年8月から、これまで別々に管理していた被災者の各種情報を一元的に管理する被災者支援システムを本格稼働した。その結果、就労希望の被災者を抽出し、NPO団体と連携することで、多くの被災者が就職できた。また、仮設住宅に住んでいる65歳

以上の1人暮らし高齢者や重度障害者を抽出し、希望者宅に自宅での異常検知機能と「一人暮らし高齢者等生活支援システム」の機能を備えた機器を設置した。

(イ) 都市整備局公共建築部

自力では住宅の確保が難しい世帯が、安全に暮らしていくための復興公営住宅の供給・管理に関する業務を行った。具体的には、復興公営住宅を順次整備し、平成25年6月に策定した募集方針に基づき募集を行い、入居予定者の決定、入居に向けた説明会の実施、鍵の引渡し等を順次行った。

復興公営住宅への入居までの流れ



派遣職員の声

震災が発生し、復旧・復興に関する業務と通常業務を並行して行うとなった場合、業務量は膨大なものになる。それらの業務をどうにか実施できたのは、局を超えた連携や課内や係内での情報の共有やチームワークがあったからである。東京で業務を行う上でも、改めて意識し、取り組んでいきたいと思う。

12 気仙沼市

(1) 区画整理関係業務の災害復旧支援

気仙沼市は、東日本大震災の大津波により、市域面積(333.37km²)の5.6%に当たる、18.65km²が浸水の被害に遭っており、そのうちの半分強の9.6km²は、市街地として利用されてきた都市計画区域である。市街地においては、65cmの地盤沈下が確認され満潮時等に冠水被害となるなど、街全体が壊滅的な被害を受けていた。

気仙沼市内の壊滅的な被災地域で、「被災市街地復興土地区画整理事業」により、被災住民の住宅施設や公共施設等を一体的・総合的に整備し、早期復旧をするため、事務系職員を気仙沼市に派遣することとした。

ア 建設部 都市計画課 土地区画整理室(平成24年度)

(ア) 組織概要

建設部都市計画課土地区画整理室は、市街地における再生と面的な整備を推進するため、平成24年4月1日に建設部都市計画課内に新たに設置された組織である。

土地区画整理室の組織は、「業務係」と「整備係」で構成され、整備係は地区担当として3グループが設置されており、地区ごとに定められた整備方針に基づき、業務が進められていた。

都職員は平成24年4月から土地区画整理室整備係の3地区のグループの1つである「南気仙沼地区」と、後に「鹿折地区」の2地区の担当として配属された。当該地区は地盤沈下により、満潮時や大雨時の冠水のために、土地利用が困難な状況となっており、市民生活の安全・安心の確保と産業・経済活動及び都市機能の再生を図るため、公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する手法である「被災市街地復興土地区画整理事業」の施行に向けた取組を行った。具体的な内容は、①東日本大震災と同規模の津波による浸水被害のないよう住居系市街地のかさ上げ、避難路の確保、②分散所有している土地の集約化、③住・商・工混在解消による良好な市街地形成を目指した、土地の造成工事を行い、被災市街地復興土地区画整理事業の認可に向けた業務である。

・派遣職員数

年度	H24
派遣人数	3

※ 派遣職員数は4月1日時点

(イ) 主な成果

①津波被災地の測量及び土質調査

担当した2地区の「南気仙沼地区」と「鹿折地区」について、被災市街地復興土地区画整理事業を施工するための測量と土質調査を行った。



鹿折地区（平成24年4月撮影）



南気仙沼地区（平成24年4月撮影）

派遣職員の声

- 個々の地権者が持っている関心や事情は様々であり、派遣先に着任してからしばらくの間は、どのように対応すればよいかと戸惑う場面も多々あった。
そうした経験を通して、地権者の方々からの問合せなどに対しては、相手の意向を正確に知る、立場を尊重する、話をしやすい環境づくりを心がけるといったことに、気を付けていた。あわせて、正確な情報を提供し、土地区画整理事業について、より御理解いただけるように努めた。
- 担当事業が着工していないこと、事業の完了予定時期が6年後（平成30年3月）であることから、地権者の方々からは連日、事業に対する不安や厳しいお叱りの声をいただき、その対応に日々取り組んでいた。そうした中、事業に関して不安や悩みがありどのように対応すればよいか分からないと相談してきた方に、住まいの再建に向けて取り組んでもらえるきっかけをつかんでもらえた時は、「少しは役に立っているのかな」と感じた。

13 石巻市

(1) 下水道事業の災害復旧支援

東日本大震災により、石巻市では広域にわたり地盤沈下が発生し、市街地でも1mほど地盤が沈下した。市内のほぼ全地域が外水位（河川・海面）より低い地形となり、雨水を海や河川に自然流下で排水ができなくなる被害に遭った。

石巻市内の被災地域で、住民の生活基盤となる下水道を早期に復旧するため、技術系職員を石巻市に派遣することとした。

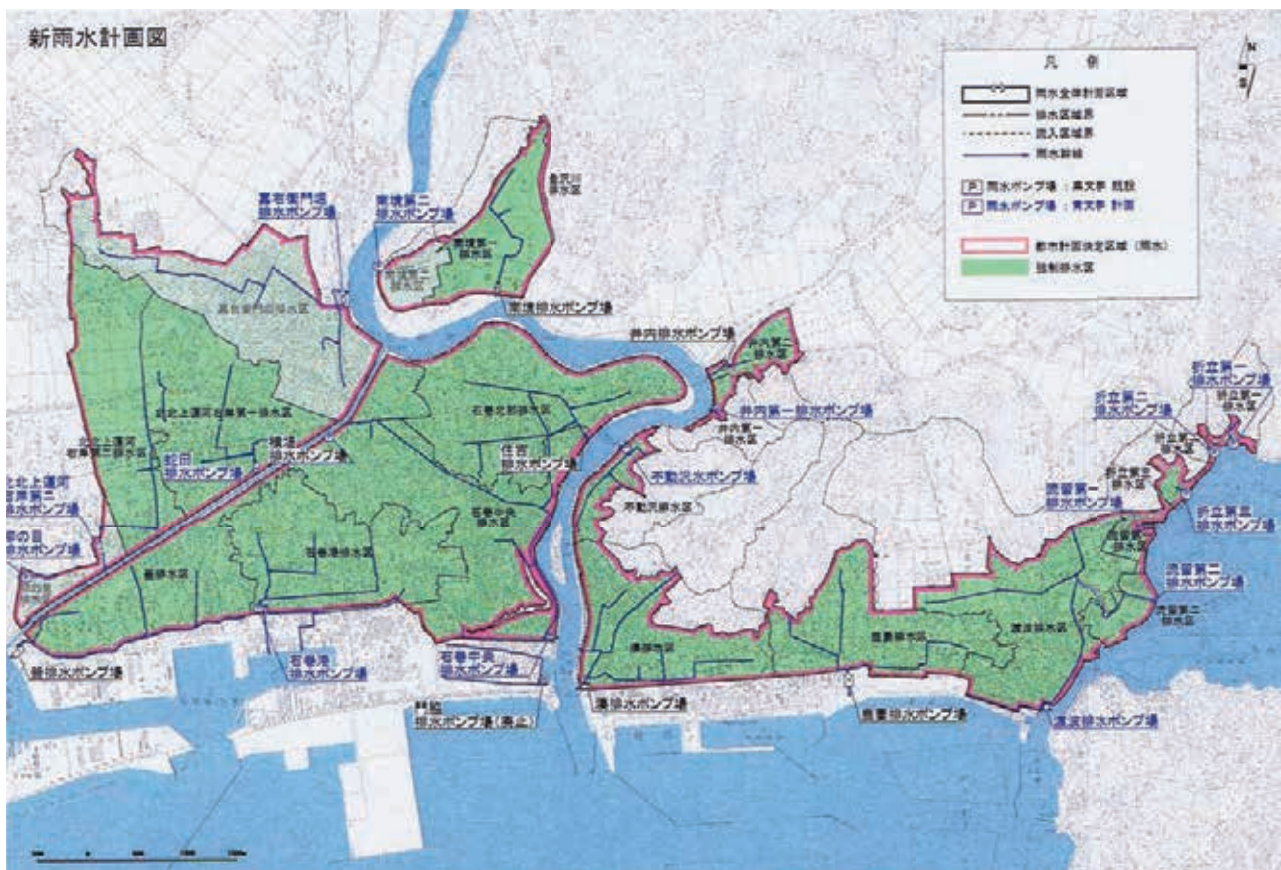
ア 建設部 下水道建設課（平成 26 年度～）

(ア) 組織概要

建設部下水道建設課は、石巻市内の公共下水道建設を担当している。下水道建設課には2つのグループがあり、建設グループが汚水管の災害復旧事業を行い、都職員が配属された計画グループが雨水排水の災害復旧、復興事業を担った。

都職員は平成 26 年 4 月から下水道建設課に配属され、津波及び地盤沈下による被害を受けた雨水・排水施設の復旧、地盤沈下に伴い見直した雨水排水計画に基づく復興交付事業を行った。具体的には、①新たな雨水整備計画「石巻市雨水排水計画策定」、②基本計画に基づき災害査定協議設計、③全災害査定 21 件の保留解除、④復興交付金申請を行い雨水整備の復興業務、⑤排水区の統廃合による都市計画決定の変更、⑥新たな都市計画決定や事業認可の取得、⑦ポンプ場用地の取得、⑧復興事業（区画整理・道路・河川堤防・公園・橋梁）との施工調整、他企業（電気・ガス・水道等）と移設調整、⑨排水ポンプ場、雨水幹線工事の設計・工事監督等、⑩住民対応、工事説明会の開催等を担った。

震災後の雨水整備計画図



• 主な担当業務

- ①北北上運河右岸第二排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）
- ②石巻中央排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）
- ③石巻港排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）
- ④渡波排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）
- ⑤不動沢排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）
- ⑥赤堀調整池（復興事業）

・派遣職員数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	R4
派遣人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

(イ) 主な成果

①北北上運河右岸第二排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）

北北上運河の右岸側にある排水区で、雨水幹線により集まった雨水を北北上運河に排出するための排水ポンプ場を新設する工事を実施した。



ポンプ場建設地 白い建物シールド工防音ハウス
(令和元年5月撮影)



完成した北北上運河右岸第二排水ポンプ場
(令和3年11月撮影)

②石巻中央排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）

石巻市の市街地中心部にある排水区で、多くの雨水幹線、支線を通して雨水を集めるための下水道災害復旧工事と、集まった雨水を旧北上川に排出するための排水ポンプ場を新設する工事を実施した。



中央排水ポンプ場予定地（平成30年9月）



中央排水ポンプ場建設中（令和3年11月）

③石巻港排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）

石巻港に面した門脇地区を含む排水区で、多くの雨水幹線、支線を通して雨水を集めるための下水道災害復旧工事と、集まった雨水を石巻港に排出するための排水ポンプ場を新設する工事を実施した。



建設中の石巻港排水ポンプ場
(令和3年11月)



新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業内（高盛土道路整備）での下水道雨水幹線敷設災害復旧事業（令和3年11月）



石巻市門脇地区（平常時）



門脇地区 浸水状況（ポンプ場整備以前）

派遣職員の声

- 区画整理事業地内で雨水幹線を新設する事業を担当した。区画整理事業では、各インフラ整備（下水道・上水道・ガス・電気）、道路整備、街区整備、宅地整備等において、数々の調整が日々行われながら事業が進んでいる。雨水幹線においては、道路の埋設深度や線形位置の変更に伴う構造計算や材料変更のチェック等について、工程を把握しながら各事業間と調整し、事業を進めた。数々の調整を行いながらいつも思うことだが、仕事に携わる皆が復興という想いを持って仕事に取り組んでいることである。困難な課題は常にあるが、復興の想いが一体感を醸成し、前向きな意見や協調性が生まれ解決できた場面が多々あった。
- 下水道管きょ推進工事に必要な発進立坑ヤード設置のための民地を借りた。この地権者の方々に、借地期間の延長や地上権設定という、非常に無理なお願いをしたところ、快く承諾いただいた上、市政への協力は惜しまないという言葉まで頂いた。石巻市行政と市民は強い信頼関係があると感じた。

(2) 税務・家屋評価業務

ア 概要

石巻市では、東日本大震災の津波により、多くの家屋等が全壊又は半壊となるなど、甚大な被害にあった。その復旧が進むにつれ、新築又は増築された家屋に対する固定資産税及び都市計画税の課税の根拠となる評価額算出のための調査、計算及び税額の決定などの業務を行うため、平成26年度から令和2年度まで、都から毎年2名の職員を財務部資産税課に派遣した。

・派遣職員数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
派遣人数	2	2	2	2	2	2	2

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

イ 取組実績

(ア) 家屋評価

家屋の評価は、不動産の購入価格や工事の請負価格によって決まるものではなく、固定資産評価基準に照らし合わせて積算する。石巻市では、都のように比準評価（標準的な家屋を設定し、それに比準し価格を決定する方法）は行わず、全て部分別（仕上げ資材、建築設備などを積算し価格を決定する方法）による評価を行った。

(イ) 課税事務

個人や企業が所有する土地・家屋・償却資産を捕捉し、固定資産評価基準に基づき各資産の評価額を算定し、市長による価格決定を経たのち、毎年5月に課税している。

派遣職員の声

被災した後どのように組織が動いていくのかがとても大切だと感じた。私が所属した資産税課は全国の自治体から派遣職員が来ており、各自治体でやり方も様々だったため、幾度となく会議が行われ、公平な課税ができるようにやり方を統一させていった。万が一、東京が被災したときには、他の自治体から派遣職員に来ていただくことを想定し、受け入れ体制をしっかりと検討しておく必要があると思った。

14 塩竈市

(1) 水道事業の災害復旧支援

塩竈市は、東日本大震災の激しい揺れにより、水道施設の導・送・配水管約 341kmのうち 180 箇所で漏水等が発生する大きな被害に遭った。

塩竈市内の被災地域で、住民の生活基盤となる上水道を早期に復旧するため、技術系職員を塩竈市に派遣することとした。

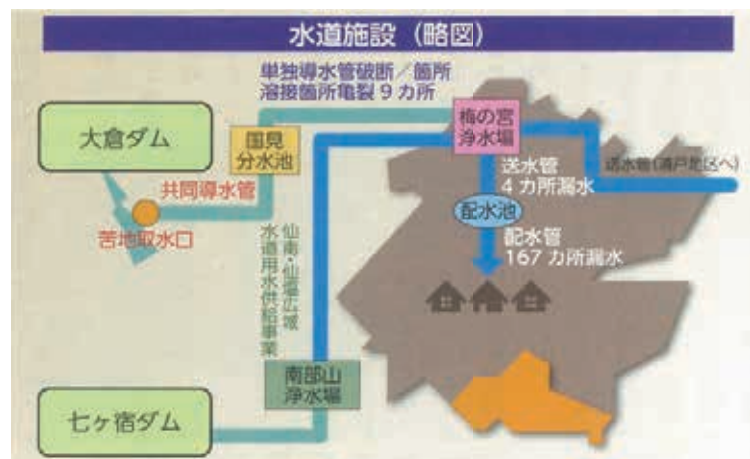
ア 水道部 工務課（平成 29 年度）

(ア) 組織概要

水道部工務課は、塩竈市内と隣接する多賀城市の一部、離島の浦戸地区の水道施設の建設・管理を行う部署である。

都職員は平成 29 年 4 月から水道部工務課建設係に配属され、災害復旧事業における水道配水管布設工事の業務を行った。具体的には、①港町二丁目地内上水道災害復旧工事の設計・積算・工事監督等業務、②藤倉二丁目地内上水道災害復旧工事の設計・積算・工事監督等業務、③藤倉一丁目地内上水道災害復旧工事の設計・積

水道施設の被害（4月7日の最大余震も含む）



算・工事監督等業務、④新浜町一丁目地内上水道災害復旧工事の設計・積算・工事監督等業務、⑤道路改良工事、塩釜漁港防潮堤工事との競合による工程調整、等の業務を担った。

・主な担当業務

- ①港町二丁目地内上水道災害復旧工事
- ②藤倉二丁目地内上水道災害復旧工事
- ③藤倉一丁目地内上水道災害復旧工事
- ④新浜町一丁目地内上水道災害復旧工事

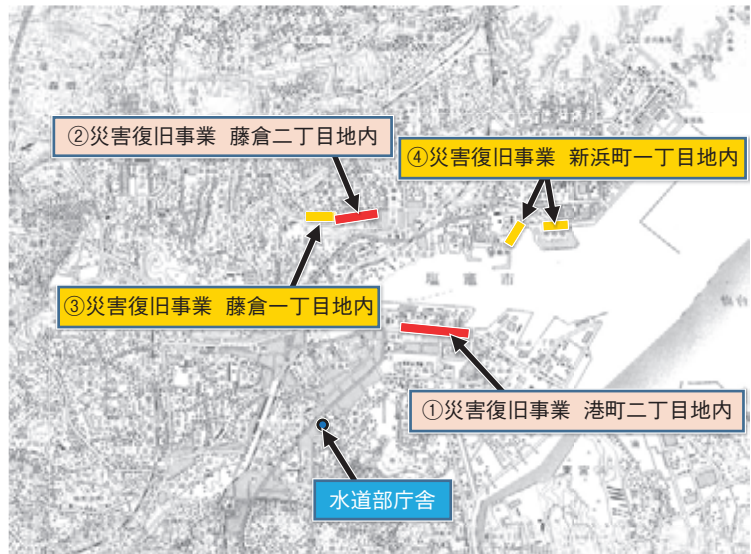
・派遣職員数

年度	H29
派遣人数	1

※ 派遣職員数は4月1日時点

(イ) 主な成果

④新浜町一丁目地内上水道災害復旧工事
平成29年10月25日に新魚市場の完成記念式典が開催されることから、魚市場の前面道路部分を優先することとなり、水道工事も舗装工事等と工程を調整しながら、同年9月23日の夜間に既設管との連絡工事を実施した。既設管が岩盤上に配管されていたため、接続箇所の岩盤斫りに時間を要し、作業終了が朝7時となった。



魚市場前道路改良工事（水道管φ150 仮配管）



道路舗装箇所（歩道部に水道管布設）奥が魚市場

派遣職員の声

塩竈市の水道は大倉ダムを水源としており、苦地取水口から仙台市の国見浄水場内までの導水は、仙台市との共同導水管、国見浄水場内にある分水池から梅の宮浄水場までは単独導水管となっている。

この単独導水管の一部区間（仙台市宮城野区岩切）において、隧道内に布設されているφ700鋼管に管体腐食が発見されたため、修理工事が行われた。導水管を断水しての工事に参加したが、山の中にある隧道内面の斫跡に先人の苦勞が偲ばれた。



空気弁の取替に伴い補修弁を設置



昭和 37 年完成の隧道とφ 700 鋼管